

○旭川医科大学個人情報開示等実施細則

平成17年4月1日

学長裁定

(趣旨)

第1条 旭川医科大学(以下「本学」という。)における保有個人情報の開示, 訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)及び利用停止(利用の停止, 消去又は提供の停止をいう。)(以下これらを「開示等」と総称する。)については, 法令又は別に定めるもののほか, この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「保有個人情報」とは, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条第3項の定めるところによる。

- 2 この細則において「課」とは, 事務局の各課をいう。
- 3 この細則において「講座等」とは, 各講座, 各学科目及び各診療科をいう。
- 4 この細則において「施設等」とは図書館, 入学センター, 保健管理センター及び学内共同利用施設をいう。
- 5 この細則において「病院各部等」とは, 臨床検査・輸血部, 手術部, 放射線部, 材料部, 病理部, 救急部, 集中治療部, 総合診療部, 周産母子センター, 経営企画部, 卒後臨床研修センター, 医療安全管理部, 遠隔医療センター, 治験支援センター, 地域医療総合センター, 光学医療診療部, 理学療法部, 地域医療連携室, 臨床工学室, 遺伝子診療カウンセリング室, 点滴センター, 薬剤部及び看護部をいう。

(受付)

第3条 本学の保有個人情報について, 開示等の請求があった場合は, 旭川医科大学情報公開室(以下「情報公開室」という。)において, 次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 法第13条第1項に基づき開示請求する場合は, 別紙様式第1号の請求書を提出させるとともに, 第12条に定める手数料を徴収するものとする。
 - (2) 法第28条第1項に基づき訂正請求する場合は, 別紙様式第2号の請求書を提出させるものとする。
 - (3) 法第37条第1項に基づき利用停止請求する場合は, 別紙様式第3号の請求書を提出させるものとする。
- 2 開示等の請求書を受理したときは, 当該請求書の写しを当該保有個人情報を管理する課, 講座等, 施設等又は病院各部等(以下「各部署」という。)に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は, 前条第1項各号の開示等の請求に対する措置(以下「開示決定等」という。)を検討するに当たり, 当該保有個人情報を管理する各部署の意見を求めるとともに, 必要に応じて旭川医科大学個人情報管理委員会又は旭川医科大学病院個人情報管理専門委員会(以下「管理委員会等」という。)に意見を求めるものとする。

- 2 開示等に係る審査基準は, 旭川医科大学個人情報開示等審査基準(平成17年4月1日学長裁定)によるものとする。

(開示決定等の通知)

第5条 学長は、開示決定等を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により開示等の請求をした者(以下「請求者」という。)に通知するものとする。

- (1) 法第18条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第4号
- (2) 法第18条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第5号
- (3) 法第30条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第6号
- (4) 法第30条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第7号
- (5) 法第39条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第8号
- (6) 法第39条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第9号

(開示決定等の期限の延長等)

第6条 学長は、開示決定等の延長等をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により請求者に通知するものとする。

- (1) 法第19条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第10号
- (2) 法第31条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第11号
- (3) 法第40条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第12号
- (4) 法第20条の規定に基づく場合 別紙様式第13号
- (5) 法第32条の規定に基づく場合 別紙様式第14号
- (6) 法第41条の規定に基づく場合 別紙様式第15号

(事案の移送)

第7条 学長は、法第21条第1項又は法第33条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙様式第16号又は別紙様式第17号により当該独立行政法人等に、別紙様式第18号又は別紙様式第19号により請求者に通知するものとする。

2 学長は、法第22条第1項又は法第34条第1項の規定により事案を行政機関に移送するときは、別紙様式第20号又は別紙様式第21号により当該行政機関に、別紙様式第22号又は別紙様式第23号により請求者に通知するものとする。

(第三者意見の聴取)

第8条 学長は、法第23条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第24号又は別紙様式第25号により第三者に通知し、別紙様式第26号により意見を聴取するものとする。

2 学長は、法第23条第3項の規定により第三者の意見に反して開示するときは、別紙様式第27号により当該第三者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第9条 学長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、別紙様式第28号により当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知するものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第10条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別紙様式第29号により開示の実施方法等を学長に申し出なければならない。

(開示の実施)

第11条 学長は、前条の申出があったときは、次の各号に定めるところにより開示を実施するものとする。

- (1) 保有個人情報の開示は、情報公開室において実施するものとする。ただし、学長が情報公開室で実施することが適当でないとき、この限りでない。
 - (2) 前号の開示に当たり、必要に応じ当該保有個人情報を管理する各部署に協力を求めることができる。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、開示を受ける者が当該保有個人情報の写しの送付の方法による開示の実施を求める場合は、当該保有個人情報の写しの送付により開示を実施することができる。この場合において、送付に係る費用は本学の指示する方法により、納めなければならない。

(開示の実施の方法)

第11条の2 本学における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)第5条第2項に基づく保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 閲覧又は用紙に複写したものの交付
 - (2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 用紙に出力したものの閲覧・交付、専用機器により再生したものの閲覧・視聴又はフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付その他本学が適当と認める方法
- 2 前項第1号に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)第4条第2項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として本学が定める開示の実施の方法に準じた方法により行うものとする。

(手数料の額)

第12条 開示請求に係る手数料の額は、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納めなければならない。
- (1) 現金(現金書留によるものを含む。)
 - (2) 郵便為替
 - (3) 銀行振込

(診療情報に係る手数料の額)

第13条 病院における診療情報(以下「診療情報」という。)の開示請求に係る手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、これを徴収しないものとする。

- 2 診療情報について、写しの交付により開示の実施を求める場合は、旭川医科大学病院諸料金規程(平成16年旭医大達第53号)別表1の診療情報提供料の項に定める複写料を徴収するものとする。

(移送された事案)

第14条 法第21条第1項及び法第33条第1項の規定により他の独立行政法人等から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第22条第1項及び同法第34条第1項の規定により行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並

びに開示の実施については、第4条から第10条の規定を準用する。

(異議申立て)

第15条 学長は、開示等の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てがあったときは、管理委員会等の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第18条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第30号

(2) 法第30条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第31号

(3) 法第39条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第32号

3 前項の規定により審査会に諮問したときは、法第43条各号に掲げる者に諮問した旨を別紙様式第33号により通知するものとする。

4 学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、別紙様式第34号により異議申立てをした者に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、保有個人情報の開示等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月1日学長裁定)

この細則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年10月12日学長裁定)

この細則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日学長裁定)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条第1項関係)

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 あて

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() <実施の希望日> 平成 年 月 日
イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。
ウ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)	納付方法(次のいずれかの方法により納付してください。) <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> 郵便為替 (銀行振込を希望される場合は、裏面参照)	(請求受付印)

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

<様式第1号裏面>

1 「氏名」,「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、電子情報処理組織を使用した開示の実施又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は、希望する方法に対応できない場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。(診療に関する情報を除く。)郵送で請求される場合は、現金書留又は郵便為替にて納付願います。銀行振込を希望される場合は、下記までご連絡ください。

*旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号 旭川医科大学総務部会計課出納係(TEL0166—68—2154)

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条で規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

様式第2号(第3条第1項関係)

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 あて

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()

<様式第2号裏面>

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第1号)

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第2号)

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第27条第3号)

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類を併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

様式第3号(第3条第1項関係)

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 あて

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： , 日付：〇年〇月〇日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()

<様式第3号裏面>

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第1号)

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第2号)

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第27条第3号)

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、当該保有個人情報を適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)に違反して他の独立行政法人等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条で規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書

類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文書番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長
保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等(裏面の説明事項をお読みください。)

(1)開示の実施の方法等
(2)事務所における開示を実施することができる日時、場所 期間：○月○日から○月○日まで(土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所：
(3)電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合
(4)写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

<様式第4号裏面>

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択して

ください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の●日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する不服申立て等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、異議申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

様式第5号(第5条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第6号(第5条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第7号(第5条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

文書番号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

文書番号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 殿

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第10号(第6条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 平成 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第11号(第6条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 平成 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第12号(第6条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 平成 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第13号(第6条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。) 平成〇年〇月〇日

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第14号(第6条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第15号(第6条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

(独立行政法人〇〇) 殿

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第17号(第7条第1項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(独立行政法人〇〇) 殿

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

(開示請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の独立行政法人〇〇において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	(独立行政法人〇〇) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第19号(第7条第1項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、下記の移送先の独立行政法人〇〇において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	(独立行政法人〇〇) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

(行政機関の長) 殿

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第22条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

(行政機関の長) 殿

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長, 独立行政法人等に移送する場合には, その旨)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第22号(第7条第2項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第22条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	(行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第23号(第7条第2項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第34条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	(行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第24号(第8条第1項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第25号(第8条第1項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人旭川医科大学長

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた, 貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第23条第2項の規定に基づき, 御意見を伺うこととしました。

つきましては, お手数ですが, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号, <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた, 貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話:
FAX:

様式第26号(第8条第1項関係)

保有個人情報の開示に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 あて

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

<様式第26号裏面>

1 「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法，内容等について不明な点がありましたら，次の連絡先に連絡してください。

旭川市緑が丘東2条1丁目1-1

旭川医科大学総務部総務課

(担当)

電話：

FAX：

(土，日曜，祝祭日を除く9:00～17:00)

様式第27号(第8条第2項関係)

文書番号
平成 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人旭川医科大学長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人旭川医科大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第28号(第9条関係)

文書番号
平成 年 月 日

(保有個人情報の提供先の長) 様

国立大学法人旭川医科大学長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

(保有個人情報の提供先)に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第29条の規定により訂正を実施しましたので、同法第35条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第29号(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申込書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学長 へ

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1)閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2)複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		(3)その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手等の額 円

無

<本件連絡先>

旭川医科大学総務部総務課

(担当)

電話：

FAX：

諮問書

文書番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人旭川医科大学長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 不服申立ての種類 <input type="checkbox"/> 審査請求 <input checked="" type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名電話, 住所等	

様式第31号(第15条第2項関係)

諮問書

文書番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人旭川医科大学長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付, 記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 不服申立ての種類 <input type="checkbox"/> 審査請求 <input checked="" type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名電話, 住所等	

諮問書

文書番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人旭川医科大学長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 不服申立ての種類 <input type="checkbox"/> 審査請求 <input checked="" type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名電話, 住所等	

様式第33号(第15条第3項関係)

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

文書番号
平成 年 月 日

(不服申立人等) 様

国立大学法人旭川医科大学長

平成 年 月 日付けの国立大学法人旭川医科大学に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第43条の規定により通知します。

記

異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
不服申立ての種類 <input type="checkbox"/> 審査請求 <input checked="" type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・諮問 号

<本件連絡先>
旭川医科大学総務部総務課
(担当)
電話：
FAX：

様式第34号(第15条第4項関係)

書番号

平成 年 月 日

異議申立てに対する決定通知書

(異議申立人等) 様

国立大学法人旭川医科大学長

平成 年 月 日付けで異議申立てのありました件について、次のとおり決定しましたので通知します。

異議申立てのあった保有個人情報の名称等	
異議申立てに対する決定	
異議申立てに対する決定の理由	

<本件連絡先>

旭川医科大学総務部総務課

(担当)

電話：

FAX：